

健感発 0426 第 5 号

平成 25 年 4 月 26 日

各 

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項  
の規定に基づく届出の基準について」の一部改正について

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成 25 年政令第 129 号）及び鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成 25 年厚生労働省令第 62 号）が本日公布されたところであるが、これに伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づく届出の基準について」（平成 17 年 6 月 20 日付け健感発第 0620002 号本職通知、平成 20 年 5 月 12 日一部改正）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正することとしたので御了知いただきたい。以上、関係機関に周知願いたい。

なお、本改正については、平成 25 年 5 月 6 日から適用する。